

「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（案）」に対するご意見とご意見に対する市の考え方

募集期間：平成29年7月20日～平成29年8月10日

投稿件数：8件

| 番号 | 条項又は項目 | いただいたご意見 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--------------------|---|---|
| 1 | 第1章 第2条 第1号 | 但し、本条例では、「特別な人」ではなく、「身近な人」であることを念頭に置き、「障害者」と「健常者」を区別する呼び方をしない。 | 第2条第1号は、本条例での「障害者」の定義を定めたものとなっております。障害のある人もない人も共に安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを本条例の目的としており、障害のある人を表す言葉として、障害者基本法、障害者差別解消法等の国の法律で使われている「障害者」を使っております。 |
| 2 | 第3章 第1節 第8条 | (6) 市は教育機関において、多少障害を持つてる人が共に生活することが普通であり、そこに暮らす人が皆、足るものが足らざる者への無上の善意が自然に行えるように「ならし教育」を行う。 | いただいたご意見のとおり、教育機関、又は子どもの時から、障害がある人もない人も共に暮らす社会が普通、あたりまえの社会であることを学ぶ、理解していくことは、大変大切なことと考えております。 「共に支え合う市民意識の醸成」を基本目標の一つとして、教育機関等においても子どもたちが、障害のある人への理解、お互い助け合う心を持てるよう、啓発活動に努めてまいります。 |
| 3 | 第3章 第2節 第14条 | 3「車いすの人が自由に行きかう街」の実現に向け、バリアフリー化の推進を図る。 (1) 公共施設及び公共交通機関（鉄道及び路線バス） (2) 音響信号や点字ブロックの整備（夜間の自動点灯外 | バリアフリー化の推進については、第14条第2項の中で、ハード面でのバリアフリーを「物理的環境の整備」として明記し、障害を理由とする差別の解消に向けた「環境の整備」として、障害のある方に配慮した整備及び関係機関への |

| | | | |
|---|------|--|---|
| | | <p>灯)</p> <p>(3) 福祉車両（自家用含む）用の路上駐車スペースの確保（市中の商業施設の前等）</p> <p>(4) 市街地（市中の商業施設等）内の車道と歩道の段差解消</p> | <p>働きかけに取り組んでまいります。</p> <p>本条例は、基本方針を定めるものとなり、いただいたご意見の中の整備の箇所等につきましては、具体的な施策となりますので、今後の政策立案の参考及び関係機関への情報提供や働きかけを行ってまいります。</p> |
| 4 | 第14条 | <p>バリアフリー化を推進するにあたり、企業や事業者、諸団体が行う対策工事に対する補助金制度をつくる。</p> | <p>同上</p> |
| 5 | その他 | <p>市役所や病院、大型商業施設等の駐車場には、入口近くに車いす専用車のように障害のある方等が、車で来て乗降できるスペースがあります。</p> <p>ところが実際に駐車する人、している人は、ほとんどが健常者で他が空いているのに、ただ入口が近いからと駐車しているようです。また、中には市販されている車いすマークを張り、当然のように駐車する人もいます。それぞれの施設でも目立つように大きな掲示板を設置したり、コーンを置いたりしていますが全く無視されているようです。常々このような有様を見るにつけ不愉快に思われ残念です。</p> <p>条例化して出来ることと出来ないこともあり難しいとは存じますが「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる」よう条例化願います。</p> | <p>障害のある方が暮らしやすい社会にするためには、障害のある人もない人もお互い理解し合うことが大切なことであり、共生社会は、市民の皆様と一緒に築いていくことが必要と考えます。本条例の目的の実現を目指し、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、取り組んでまいります。</p> |
| 6 | その他 | <p>昨年内閣府に「障害者差別解消法」の法律をつくって頂</p> | <p>障害のある方への差別は、障害に対する偏見や理解不足</p> |

| | | | |
|---|-----|---|---|
| | | <p>き施行の運びとなり大変有り難く思います。</p> <p>当「かもめの会」は、平成22年任意団体として発足、震災時1年間活動停止、現在活動中です。</p> <p>年に障害者を対象にリハビリテーション講習会、精神科の先生の講話、行政書士の「親亡き後の」講話、「かもめの会」との合同演奏会等、会場に来てくれる人は、保健師、看護師、福祉士、介護士の皆さんで占められています。常にご理解いただいている方々です。</p> <p>障害に関係のない健常者は他人事、自分には関係ない世界とされているようで会場には来てくれません。話を聞かないので障害の知識理解も出来ないはずです。このような人たちに振り向いて頂くにはどのような方法がありますでしょうか。</p> <p>1 市条例が出来れば冊子にして市民に配布</p> <p>2 障害者標語を募集、優秀作品等を公共の場所会社等の日常的に市民の目にとまるところに掲示</p> <p>3 テレビ（数秒）・新聞（1行）・ラジオ・市の広報</p> <p>市、事業者、健常者、市民はこの法律を絵に書いた餅にならないようにお互いに理解、実践して住みよい社会を構築して行くようにします。</p> | <p>から生じる場合が多いことから、市としても市民の皆様が障害に対する知識や障害のある方に対する理解を深めることは大変重要なことと認識しております。研修、講演会等の啓発活動に取り組み、市民意識の向上に努めてまいります。</p> <p>本条例の趣旨、内容については、市報、ホームページ等で周知を図る予定としておりますが、いただいたご意見を参考に有効な方法で啓発活動に取り組みでまいります。</p> <p>また、貴団体のような障害者の支援団体又は障害者団体による自発的な活動は、障害の理解促進に寄与するものであり、自発的な支援活動を行う団体等に対して支援を行ってまいります。</p> |
| 7 | その他 | <p>皆が平等に安心して暮らすことが出来るように行政も市民も同じ考えていけるようなことを条文に盛り込んでほしい。絵に書いた餅になりかねないような条文と感じ</p> | <p>ご意見のように、共生社会の実現には、市民の皆様と一緒に取り組んでいくことが必要ですので、本条例の中で、市、事業者及び市民の責務として、障害への理解を深めること、</p> |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| | | ました。 | 市、事業者及び市民が連携し協力し合って障害者施策を行っていくことを定め、市民の皆様と連携、協力しあいながら、共に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。また、ご意見のように「絵に書いた餅」とならないよう、費用面を含めた現実的かつ効果的な施策の推進に努めてまいります。 |
| 8 | 全 文 | 共生社会を実現するために、法に基づく取組みと合わせて、障害のある方への差別の解消が進むことを期待しております。 | 本条例に基づき、障害のあるひともない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会の実現に努めてまいります。 |